

令和 8 年（フ）第 4 8 3 7 号

埼玉県さいたま市浦和区東仲町21番12号

破産者 S t a n b y y株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 4 8 3 8 号

埼玉県さいたま市浦和区東仲町21―12

破産者 澤田 正人

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 4 9 9 7 号

東京都足立区栗原 2 丁目19―8―101

破産者 岩渕 友香

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 0 8 3 号

東京都北区浮間 1 丁目 7 ― 5 ― 301

破産者 蔵谷 省吾

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 0 9 1 号

東京都大田区西糀谷 4 丁目18―21―105

破産者 森 健治

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 1 6 9 号

東京都渋谷区円山町 7 ―12―402

破産者 荻原 竜也

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 0 2 号

東京都江戸川区東葛西 8 丁目28― 5 フォーミュ・コート恩田B303

破産者 船木 哲

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 3 6 号

東京都大田区東馬込 1 丁目49― 8 ―201

破産者 片岡 博之

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 4 1 号

東京都練馬区練馬 1 丁目40― 7 ―302

破産者 澁江 俊介

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 4 6 号

東京都練馬区桜台 2 丁目45―13―201

破産者 柳野 夏輝

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 6 6 号

東京都江戸川区北小岩 7 丁目23―10

破産者 武田 七音

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 6 8 号

東京都練馬区貫井 4 丁目10―21

破産者 長島 麻衣子

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 2 8 4 号

東京都葛飾区南水元 1 丁目30― 7 ―511

破産者 林マリファスこと ハヤシ マリファス メッション

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 1 8 号

東京都中央区日本橋浜町 3 丁目29― 1 ―702

破産者 小檜山雄貴

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 1 9 号

千葉県松戸市千駄堀1489―14 藤和ライブタウン松戸新八柱Ⅱ203

破産者 山本 晴斗（旧姓渡邊）

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 4 7 号

東京都世田谷区北島山 8 丁目31―16 泉山ハイツⅡ203

破産者 関本 利惠

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 5 8 号

東京都八王子市石川町2972― 8 ―405

破産者 矢吹 淳吾

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 6 2 号

東京都練馬区富士見台 4 丁目 3 ―31―103

破産者 長谷 健一

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 6 5 号

東京都江戸川区東葛西 9 丁目 1 ― 7 ―602

破産者 岩崎 由佳里

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 6 9 号

東京都足立区南花畑 1 丁目 7 ― 1 ハーモニータラス南花畑Ⅲ 201

破産者 一条 健介

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 5 3 7 1 号

東京都足立区一ツ家 2 丁目14―15―101

破産者 望田 望（旧姓菊池）

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部